

【新型コロナウイルス感染症に関する高砂市の対応について（市長メッセージ）】

市民の皆さま、高砂市長の都倉達殊です。

4月13日の市長就任の日から、新型コロナウイルス感染症の対策に取り組んでおります。

市民の皆さまにおかれましては、日々不安を抱えながらも、感染症拡大防止にご協力いただいております、感謝しております。

この度、画面を通して、市民の皆さまに現在の高砂市の状況と取り組みについてご説明申し上げます。

高砂市の感染者数は、5月1日現在で7人です。4月13日から4月26日までに7人で、急な増加は見られず、発生の頻度も少なくなつてはきておりますが、まだまだ安心はできません。

市民のみなさまへのお願いが3つございます。

1つ目、毎日の検温の実行など、ご自身、ご家族の健康の維持をお願いいたします。

2つ目、手洗い、うがい、咳エチケットの徹底と継続をお願いいたします。

3つ目、感染拡大防止のための外出自粛と、密閉、密接、密集の3密の回避をお願いいたします。

次に市民のみなさまへのお知らせです。

感染症対策を継続するため、市の主催や共催のイベント、市施設の閉館の措置を5月31日まで延長いたしますので、ご理解をお願いいたします。

詳しくは市のホームページに掲載しております。

次に5月1日に議決されました高砂市の新型コロナウイルス感染症対策の予算について説明いたします。

市民への支援策といたしまして、まず特別定額給付金給付事業です。

これは国の事業で、市民1人に10万円を支給するもので、本市では6月1日から各家庭へ申請書を送付し、6月2日から受付を開始、6月中旬には給付を開始する予定ですが、現在、日程の前倒しを調整しております。

なお、マイナンバーカードを活用したオンライン申請については、5月2日から開始しております。

また、DVなど家庭の事情があり、世帯主とは別に手続きを希望される方は、早急に市役所へ申し出てください。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金です。

これも国の事業で、児童手当を受給している世帯に対し、児童1人に対し1万円を児童手当の受給口座へ6月末に支給いたします。

次に、高砂市独自の妊婦特別支援金です。

出産日が4月28日以降の本市在住の妊婦で、6月1日までに妊娠届出書を提出された

方へ5万円の支援をいたします。

対象者へは、5月中旬から申請書を送付し、順次受け付けます。

次は事業者への支援として、クーポン券付きチラシ配布事業です。

感染症拡大の影響により売上不振の市内事業者が取り組む事業を支援するため、500円のクーポン券付きチラシの配布事業を補助します。

有効期限は6月末までといたします。

次は休業要請事業者経営継続支援事業です。

兵庫県の休業要請に応じた中小法人・個人事業主を対象に支援金を給付します

申請期間は6月30日までです。

次は高砂市独自の中小事業者事業継続支援給付事業です。

感染症拡大の影響で、事業活動に大きな影響を受けている中小法人・個人事業主に対し、10万円の支援金を給付します。

対象者は、令和2年4月または5月の売上が前年同月対比で30%以上50%未満減少している事業者で、申請受付は5月中旬からです。

次に雇用対策として、市職員の緊急雇用です。

感染症拡大の影響により、離職を余儀なくされた方や就職内定の取消しを受けた方を対象に、任期付職員として5名程度採用します。

申請期限は5月29日までです。

次に情報発信として、広報たかさご臨時号の発行です。

感染症対策に関わる市の対応や情報、相談窓口などを掲載した広報たかさご臨時号を発行し、市民へ配布します。

最後に市民のみなさまへ

不安と不自由な日々が続いていますが、私たち一人ひとりが連携して一致団結し、この状況を克服しなければなりません。

今後もみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。